

# 横浜国立大学大学院教育学研究科 教育相談・支援総合センター研究論集 刊行規程

制定 平成 13 年 11 月 01 日

改正 平成 17 年 03 月 23 日

改正 平成 26 年 03 月 06 日

第 1 条 横浜国立大学大学院教育学研究科 教育相談・支援総合センター研究論集（以下「研究論集」という）の刊行等については、この規程の定めるところによる。

## 第 2 条 研究論集の目的

研究論集は横浜国立大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という）教育相談・支援総合センター（以下「センター」という）の事業に関する内容や成果を内外に発表することを目的とする。

## 第 3 条 研究論集への投稿資格

投稿者の中には、研究科教員が含まれている必要がある。第 1 著者として投稿することができるのは、研究科教員、研究科教員との共同研究者、センター研究員、研究科大学院生である。なお、センター研究員、研究科大学院生が第 1 著者として投稿する場合には、研究科教員の指導を受けていることが必要である。さらに、それ以外の者で、当センターの目的に寄与すると編集委員会が認めるものは投稿することができる。

## 第 4 条 研究論集の刊行

- (ア) 研究論集は各年度 1 回刊行する。
- (イ) 研究論集の刊行等に関する業務は、編集委員会が行う。
- (ウ) 別刷りは投稿者の実費負担とする。ただし、運営委員会が依頼した原稿の別刷りは無償で著者に配布する。

## 第 5 条 研究論集の配付等

- (ア) 研究論集は国内外の研究・教育機関に寄贈することができる。研究論集交換および寄贈は、必要に応じてセンターが行うものとする。
- (イ) 研究論集は、各著者に 1 部ずつ無償で配付する。これを超える分については著者の実費負担とする。

## 第 6 条 編集規程は別に定める。

## 附則

- この刊行規程は、平成 13 年 11 月 01 日より施行する。
- この刊行規程は、平成 17 年 03 月 23 日より施行する。
- この刊行規程は、平成 26 年 03 月 06 日より施行する。